

街の美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、千葉県屋外広告物条例で、屋外広告物の表示や設置についてルールを定めています。

平成8年7月1日から、禁止地域や禁止物件に、張り紙・張り札・立て看板などを違法に表示または設置すると、50万円以下の罰金

屋外広告物はルールを守って

条例改正・違反広告物に罰則

になります。

●禁止地域

県内の高速道路や大きな公園の周りなど、県が定める地域

●禁止物件

電柱、街路灯、街路樹、道路標識など。

問合せ 建設課管理係

☎1211 内線172



工事が進む町道0103号線（小川台地先）

みんなで考えよう！
大切な道

8月10日は「道の日」

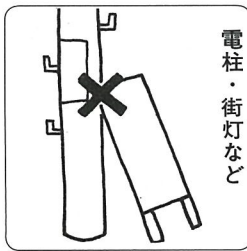
道は、私たちの生活になくてはならないものです。知っていますか？道の役割、『電気・電話・水道』これらは、道がなければあなたの家へ届きません。

人と人・人と物との交流を深める役割を担って、私たちのゆとりある暮らしをささえてくれています。そんな、人に思いやりのある道をもっと快適な空間にすることが、より豊かな未来社会の実現につながります。

8月は、「道路を守る月間」。8月10日は「道の日」です。この機会に、あなたの身近な道に目を向けて見ませんか。

「広く、安全に、美しく」身近な所からご協力を！

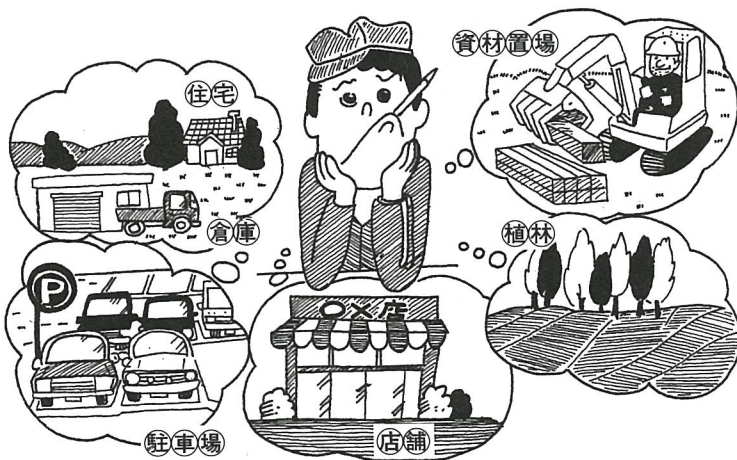
禁止物件



農地を転用する予定の方はご注意を！ 農振除外申請が凍結されます

夏の交通事故防止運動実施中 8/20まで

ゆずりあい さわやか笑顔で 交通安全



農地に住宅、倉庫、店舗を建てたり、駐車場、資材置場にしたりする場合等には、農地転用申請が必要ですが、その土地が農業振興地域内農用地である場合には、除外するための手続き（農振除外申請）が必要です。

町では今年度から農業振興地域の全体見直し作業に

農地に住宅、倉庫、店舗を建てたり、駐車場、資材置場にしたりする場合等には、農地転用申請が必要ですが、その土地が農業振興地域内農用地である場合には、除外するための手続き（農振除外申請）が必要です。

農地転用の予定のある方は、早めにご相談ください。

相談・問合せ 産業課振興係 ☎1211 内線164

入りますので、一筆毎の除外申請を一時（3年程度）凍結します。

なお、凍結前の除外の申請を8月末日まで受付します。

海上町ドラゴンエッグ'96
スーパーバンドコンテスト

日時 8月24日(土) 開演 午後3時
場所 滝のさと自然公園（県立海上キャンプ場隣）
問合せ 海上町ドラゴンエッグ実行委員会 ☎047953111